別紙１

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管　理　職

○ 学校いじめ防止基本方針
○ 風通しの良い職場
○ いじめを許さない姿勢
○ 保護者、地域等との連携

いじめ防止委員会

【構成員】教頭（委員長）、生徒指導部長、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、関係教諭、<u>スクールカウンセラー</u>、その他（必要に応じて）

○ 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
○ 年間指導計画の作成・見直し
○ 校内研修会の企画・立案
○ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
○ いじめが疑われる案件の確認・判断→<u>継続指導</u>
○ 要配慮生徒への支援方針

報告 →
← 連携

十勝教育局
・
芽室町教育委員会

【緊急対応】
いじめ対策
委員会

未　然　防　止

◇ 学業指導の充実
　▹ 学びに向かう集団づくり
　▹ 意欲的に取り組む授業づくり
◇ 特別活動、道徳教育の充実
　▹ ホームルーム活動の充実
　▹ ボランティア活動の充実
◇ 教育相談の充実
　▹ 面談の定期実施
◇ <u>特に配慮が必要な生徒に対する支援</u>
◇ 人権教育の充実
　▹ 人権意識の高揚
　▹ 講演会等の開催
◇ 情報モラルに関する指導の充実
　▹ スマートフォン・マナー講座の実施
　▹ ネットパトロールの推進
◇ 保護者・地域との連携
　▹ 学校いじめ防止基本方針等の周知
　▹学校公開の実施

早　期　発　見

◇ 情報の収集
　▹ 教員の観察による気付き
　▹ 養護教諭からの情報
　▹ 相談・訴え
　　（生徒・保護者・地域）
　▹ アンケートの実施（定期）
　▹ 各種調査の実施
　▹ 面談の定期開催
　　（生徒・保護者）
◇ 相談体制の確立
　▹ 相談窓口の設置・周知
◇ 情報の共有
　▹ 報告経路の明示、報告の徹底
　▹ 職員会議等での情報共有
　▹ 要配慮生徒の実態把握
　▹ 進級時の引継ぎ